

東金税務署からのお知らせ

東金税務署の令和元年分の所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成・相談の会場は、東金商工会館1階（東金市東岩崎1-5）です。

▼期間 2月17日(月)～3月16日(土) (日および2月24日(月)を除く)

▼受付時間 8時30分～16時 (相談開始は9時)

▼注意
・期間中、東金税務署内には「確定申告書作成会場」は設けていません。

・作成・相談会場では、申告書等の提出のみの場合は、受付していませんので、直接税務署にお持ちいただくか、郵送にて提出ください。

・お車でご来場の際は、東金

ねんきんナビ

確定申告には社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の添付を

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が1月上旬にかけて日本年金機構本部から送

付されています。また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方は、2月上旬に送付されますので、申告する際に使用してください。

なお、家族の国民年金保険料を納付された場合も、本人の社会保険料控除に加えることができます。

ねんきん加入者ダイヤル ナビダイヤル
☎0570(003)004
IP電話番号 ☎03(6630)2525

出を願います。

▼申告書の提出
申告書は、e-Taxや郵便または信書便による送付、税務署の時間外文書收受箱への投かんて提出できます。

◆納税は期限内に振替納税で
所得税・個人事業者の消費税および地方消費税の納税には、振替納税をご利用ください。手続きは簡単です。詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

◆申告書の提出はお早めに
令和元年分の所得税の確定申告書・贈与税の申告書の提出・納付の期限は、3月16日(月)です。

令和元年分の個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告書の提出・納付の期限は、3月31日(火)です。

3月に入ると税務署は大変混雑しますので、確定申告書等は自分で作成し、早めの提出がおすすめです。

令和元年確定申告分の振替日は、所得税が4月21日(火)、個人事業者の消費税および地方消費税が4月23日(木)となります。事前に預貯金口座の残高をご確認ください。

※残高不足で振替ができない場合は、延滞税がかかる場合がありますのでご注意ください。

※転居等により所轄の税務署が変わった場合は、新たに振替納税の手続きが必要です。

◆振替納税を利用されている方へ
現金に納付書を添えて、納期限までに金融機関または所轄の税務署の窓口で納付してください。

また、自宅からインターネットを利用して納付することもできます。

※納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかる場合がありますのでご注意ください。

◆国税庁のホームページで確定申告書の作成ができます
国税庁ホームページ

(http://www.nta.go.jp)の「確定申告書作成コーナー」に、入力した申告書データに

電子証明書を添付して、そのまま送信(提出)することができます。e-Taxがあります。

e-Taxを利用するには、所定の手続きが必要ですので、国税庁ホームページをご覧ください。また、「確定申告書等作成コーナー」で入力し、プリントアウト(白黒でも可)した確定申告書等は、そのまま税務署に提出することもできます。

なお、国税庁ホームページでは、確定申告書のほかにも税金に関する主な行政手続についての申請・届出書様式を掲載していますので、ご利用ください。

◆税務職員を装った不審な電話・「振り込め詐欺」にご注意ください

確定申告が必要なく、住民税の申告が必要な方

令和2年1月1日現在、市に住所があり、次の事項に該当する方は住民税の申告が必要です。なお、住民税の申告内容は、国民健康保険税の算出・軽減の判定、国民年金保険料の免除申請、児童手当、就学援助、市営住宅入居等でも必要となりますので、必ず申告してください。

◆住民税の申告が必要な方
給与または公的年金以外の所得のある方

・令和元年中に所得がなく、控除対象配偶者または扶養親族の対象になっていない方

・令和元年中の所得が非課税所得(主に遺族・障害・老齢福祉年金や雇用・労災保険の給付等)のみで控除対象配偶者または扶養親族の対象になっていない方

・令和元年中の配偶者の方の合計所得金額が1,000万円を超えており、同一生計配偶者として被扶養者とならる方

※所得税の確定申告をした方は、住民税の申告をする必要はありません。

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつその年の公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20

万円以下のため、確定申告の必要がない一方で、住民税の計算上所得控除を受けるためには住民税の申告が必要となる場合があります。

※給与所得者で給与以外の所得が20万円以下のため、所得税の申告が必要のない方も、住民税の申告は必要です。

税務署や国税局では、還付金受け取りのために金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めることはありません。不審な電話があった場合には、最寄りの税務署に問い合わせください。

◆注意
公的年金等の収入金額が400万円以下でかつその年の公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下のため、確定申告の必要がない一方で、所得税の還付を受けるためには確定申告が必要です。また、所得税の還付が発生しない一方で、住民税の計算上所得控除等を受ける場合には住民税の申告が必要です。

◆東金税務署
☎0475(52)3121

確定申告が必要なく、住民税の申告が必要な方

令和2年1月1日現在、市に住所があり、次の事項に該当する方は住民税の申告が必要です。なお、住民税の申告内容は、国民健康保険税の算出・軽減の判定、国民年金保険料の免除申請、児童手当、就学援助、市営住宅入居等でも必要となりますので、必ず申告してください。

◆住民税の申告が必要な方
給与または公的年金以外の所得のある方

・令和元年中に所得がなく、控除対象配偶者または扶養親族の対象になっていない方

・令和元年中の所得が非課税所得(主に遺族・障害・老齢福祉年金や雇用・労災保険の給付等)のみで控除対象配偶者または扶養親族の対象になっていない方

・令和元年中の配偶者の方の合計所得金額が1,000万円を超えており、同一生計配偶者として被扶養者とならる方

※所得税の確定申告をした方は、住民税の申告をする必要はありません。

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつその年の公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20

万円以下のため、確定申告の必要がない一方で、住民税の計算上所得控除を受けるためには住民税の申告が必要となる場合があります。

※給与所得者で給与以外の所得が20万円以下のため、所得税の申告が必要のない方も、住民税の申告は必要です。

◆住民税の申告が必要な方
給与または公的年金以外の所得のある方

申告相談

◆税理士が行う無料申告相談

日 時	会 場	対 象
2月6日(休) 2月7日(金) 9時30分～12時 13時～16時	保健文化センター 3階ホール	小規模納税者の所得税・消費税、年金受給者・給与所得者の所得税の申告 ※青色申告、譲渡所得の申告、住宅借入金等特別控除の申告を除く

※提出のみの場合は、直接税務署に提出(郵送可)してください。

◆所得税・住民税の申告相談

日 時	会 場	備 考
2月17日(月)～ 3月16日(月) (土)・(日)および 2月24日(月)を除く)	中央公民館 1階講堂	※次の方は、東金税務署で申告してください。 ・住宅借入金等特別控除(1年目)のある方 ・青色申告・損失申告の方 ・準確定申告(亡くなった方の申告)の方 ・譲渡所得のある方 ・先物取引・山林所得のある方 ・雑損控除のある方 ・国外の親族を扶養にとる方 ・贈与税や消費税の申告が必要な方
9時～11時 13時～16時	農村環境改善センター いずみの里農事相談室	

◆注意

混雑状況によっては、かなりの時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。また、相談会場は午前中が混み合うことが多いため、なるべく午後の利用をお願いします。15時頃までにお越しください。例年、申告相談初日や終了間際の数日間は大変混み合います。また、相談内容が複雑で時間を要する方はご遠慮ください。所得税の確定申告や住民税の申告は申告期限内に行ってください。申告期限を過ぎてからの申告は、控除の適用等を受けられない場合があります。

税務課市民税班 ☎0475(70)0321

確定申告での医療費通知の使用

医療費控除申告の際に提出する明細書は、医療費通知を添付することにより記入が省略できます。

国民健康保険または後期高齢者医療保険加入者の医療費通知発送日程は表のとおりです(他の健康保険に加入している方は、各健康保険組合にお問い合わせください)。

確定申告時期に間に合わない発送分は、領収書等で確認の上、明細書に記入してください。

◆医療費通知発送日程

●国民健康保険

診療月	発送時期
1月～10月診療	令和2年1月発送済
11月～12月診療	令和2年3月中旬発送予定

●後期高齢者医療保険

診療月	発送時期
1月～5月診療	令和元年9月下旬発送済
6月～10月診療	令和2年2月上旬発送予定
11月～12月診療	令和2年6月上旬発送予定

●市民課国保班

☎0475(70)0334
市民課高齢者医療年金班
☎0475(70)0336